明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一～五　（略）

六　月齢又は推定月齢が満十八月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

別表第三（第三十条、第三十五条関係）　消毒の基準

種類	方法	適当な消毒目的物
（略）	（略）	（略）
薬物消毒		
	1～17　（略）	（略）
	18　その他の医薬品による消毒 3、5、6、12又は15に掲げる医薬品以外の医薬品を使用して消毒を行う場合にあつては、医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従う。	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第四（第三十三条の三関係）

病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
ウイルス（エンベロープを有するもの）	牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	（略）	次に掲げるいずれかの消毒薬 1～3　（略） 4　その他法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）で定める消毒薬
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一～五　（略）

六　月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

別表第三（第三十条、第三十五条関係）　消毒の基準

種類	方法	適当な消毒目的物
（略）	（略）	（略）
薬物消毒		
	1～17　（略）	（略）
	18　その他の医薬品による消毒 3、5、6、12又は15に掲げる医薬品以外の医薬品を使用して消毒を行う場合にあつては、医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従う。	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第四（第三十三条の三関係）

病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
ウイルス（エンベロープを有するもの）	牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	（略）	次に掲げるいずれかの消毒薬 1～3　（略） 4　その他法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）で定める消毒薬
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。